



# 埼玉県報

第 2 5 2 3 号  
平成 2 5 年 9 月 3 日  
火 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県財務規則の一部を改正する規則\(出納総務課\)](#)

### 告示

- [旋盤に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [平成25年度後期技能検定の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [河川区域の指定\(水辺再生課\)](#)
- [川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画都市再開発の方針の変更の案の縦覧\(市街地整備課\)](#)
- [川口都市計画ほか4都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更の案の縦覧\(住宅課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(東第10区\)における選挙会の日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(東第10区\)における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)

### 雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

## 規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十五号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四百四十条第四号、第五百五十四条第一項及び第五百五十六条第三項中「第十一条の二第六項」を「第六十九条第六項」に、「第十一条の三第五項」を「第七十条第五項」に改める。

#### 附 則

この規則は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

# 告 示

埼玉県告示第千二百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
旋盤 13式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年7月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額  
46,723,950円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成25年6月7日

## 告 示

埼玉県告示第千二百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年八月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人全日本愛瓢会
- 三 代表者の氏名  
時 田 勉
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市見沼区中川千六十九番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民に対して瓢箪の愛好、普及指導にあたり、瓢箪文化芸術の向上に関する事業を行い、一般市民の充実した余暇活動、まちづくりの推進および国際交流に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年八月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人航空宇宙青少年協会

三 代表者の氏名

小 田 邦 雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市新里町五十七番地十四

五 定款に記載された目的

この法人は、青少年に航空・宇宙に関する知識の修得並びに種々の体験を通して科学する力を醸成する事業、各国の航空青年との国際交流活動を通して交流国と相互の文化・歴史の理解を深め、団体行動を通じて協調性や品性を醸成する事業を行い、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百六十七号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十五年度後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 実施等級別職種

#### イ 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

#### ロ 一級及び二級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、酒造（清酒製造作業（二級のみ））、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗

装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業（二級のみ））

八 三級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）

二 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

1 実施期日

平成二十五年十二月四日（水）から平成二十六年二月十六日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

2 実施場所

協会が指定する場所

3 試験問題の公表

平成二十五年十一月二十七日（水）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

1 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に及び、同表の実施期日の欄に掲げる日

検定職種	実施期日
一 一級及び二級 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	平成二十六年一月二十六日（日）



<p>二 三級 配管</p>	
<p>一 特級          鑄造、金属熱処理、機械加工、          放電加工、金型製作、金属プレス          加工、工場板金、めつき、仕上げ、          機械検査、ダイカスト、機械保全、          電子機器組立て、電気機器組立て、          半導体製品製造、プリント配線板          製造、自動販売機調整、光学機器          製造、内燃機関組立て、空気圧装          置組立て、油圧装置調整、建設機          械整備、婦人子供服製造、紳士服          製造、プラスチック成形、パン製          造</p> <p>二 一級及び二級          工場板金、自動販売機調整、鉄          道車両製造・整備、時計修理、油          圧装置調整、農業機械整備、冷凍          空気調和機器施工、石材施工、パ          ン製造、酒造、コンクリート圧送          施工、防水施工、機械・プラント          製図</p> <p>三 三級          機械加工、時計修理、冷凍空気          調和機器施工、機械・プラント製          図</p>	<p>平成二十六年二月二日（日）</p>
<p>一 二級 舞台機構調整</p>	<p>平成二十六年二月五日（水）</p>
<p>一 一級及び二級          金属ばね製造、機械保全、半導          体製品製造、プリント配線板製造、</p>	<p>平成二十六年二月九日（日）</p>

<p>空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、塗装</p> <p>二 三級</p> <p>機械検査、和裁、建築大工</p> <p>三 単一等級</p> <p>電子回路接続、樹脂接着剤注入施工</p>	
---	--

2 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- 1 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- 2 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面
- 3 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇 〇〇七四）

ハ 受付期間

平成二十五年十月七日（月）から同年十月十八日（金）まで

ニ 受検申請に関する注意

- 1 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。  
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- 2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- 3 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつ

た場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

- 1 特級 一六、五〇〇円
- 2 一級、二級、三級及び単一等級

検定職種	手数料(円)
工場板金	一六、五〇〇
金属ばね製造	一六、五〇〇
機械検査	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
機械保全	一六、五〇〇
電気機器組立て	一六、五〇〇
半導体製品製造	一六、五〇〇
プリント配線板製造	一六、五〇〇
自動販売機調整	一六、五〇〇
鉄道車両製造・整備	一六、五〇〇
時計修理	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
内燃機関組立て	一六、五〇〇
空気圧装置組立て	一六、五〇〇
油圧装置調整	一六、五〇〇
農業機械整備	一六、五〇〇
冷凍空気調和機器施工	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
婦人子供服製造	一六、五〇〇
和裁	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)

石材施工	一六、五〇〇
パン製造	一六、五〇〇
菓子製造	一六、五〇〇
酒造	一六、五〇〇
建築大工	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
かわらぶき	一六、五〇〇
配管	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
型枠施工	一六、五〇〇
鉄筋施工	一六、五〇〇
コンクリート圧送施工	一六、五〇〇
防水施工	一六、五〇〇
ガラス施工	一六、五〇〇
機械・プラント製図	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
金属材料試験	一六、五〇〇
塗装	一六、五〇〇
舞台機構調整	一六、五〇〇
機械加工	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
電子回路接続	一六、五〇〇
樹脂接着剤注入施工	一六、五〇〇

備考 手数料(円)の欄の( )は、埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)別表産業労働部の項第十一号金額の欄の知事が別に定める者に関する公示(平成十二年埼玉県告示第四百十一号)に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

平成二十六年三月十四日（金）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板上に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

# 告示

埼玉県告示第千二百六十八号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上田清司

一 河川の名称

綾瀬川

二 指定に係る河川区域の存する区間

大門下池調節池

右岸 さいたま市緑区大字大門字野原四千九百四十二番三地先から同市同区同

大字字内町四千九百二番一まで

三 指定に係る河川区域

関係図書の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第

一項第一号及び第二号の区域以外の区域

# 告 示

埼玉県告示第千二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 二 都市計画を変更する土地の区域

川口都市計画区域の区域

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、川口市都市計画部都市計画課

## 四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、川口市都市

計画部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで



# 告示

埼玉県告示第千二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画道路一・四・一都市高速道路川口線、一・四・二都市高速道路川口線、一・三・三高速外環状道路、三・一・一岩槻東京線、三・一・二岩槻東京線、三・一・三外環状道路、三・三・四大宮東京線、三・三・七蕨流山線、三・三・九浦和東京線、三・四・十本町通り線、三・四・十四南浦和前川線、三・四・十五蕨芝線、三・四・十六大宮川口線、三・五・十七大宮川口線、三・五・十八川口王子線、三・五・二十川口戸田線、三・六・二十一中央通り線、三・五・二十六元郷弥平線、三・五・二十七本町西川口停車場線、三・五・三十四川口停車場蕨線、三・三・三十二末広新郷線、三・五・四十四上青木舎人線、三・三・四十九日光東京線、三・四・五十三石神長蔵線、三・四・五十九伊刈東浦和線、三・五・六十浦和草加線、三・四・六十五環状中央通り線、三・三・六十七東川口駅北通り線、三・四・七十四新井宿駅前通り線、三・四・七十六戸塚安行線、三・四・七十八新井宿石神線、三・三・八十一青木神戸線、三・五・八十三本蓮通り線、三・四・八十八安行新栄町線、三・三・八十九峯東通り線、三・五・九十七大宮鳩ヶ谷線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、川口市都市計

画部都市計画課

## 四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 都市計画の種類及び名称

鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 二 都市計画を変更する土地の区域

鴻巣都市計画区域の区域

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、鴻巣市都市整備

部都市計画課

## 四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

鴻巣都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、鴻巣市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 都市計画の種類及び名称

鴻巣都市計画道路三・三・三駅前通線及び三・四・十駅東通線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

### イ 追加する土地の区域

なし

### ロ 削除する土地の区域

なし

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、鴻巣市都市整備部

## 都市計画課

## 四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 二 都市計画を変更する土地の区域

久喜都市計画区域の区域

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜市建設部都

市計画課

## 四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜市建設部都

市計画課

四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告示

埼玉県告示第千二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画道路一・三・一首都圏中央連絡自動車道、三・四・一杉戸久喜線、  
三・四・二大宮栗橋線、三・四・四久喜西停車場線、三・四・五幸手久喜加須線、  
三・四・六下早見菖蒲線、三・四・十三西堀道沼線、三・四・十四菖蒲川越栗橋  
線、三・四・十五物見塚西堀線、三・五・十六寺田上中島線、三・三・十九日光  
東京線、三・三・二十国道百二十五号栗橋大利根バイパス線、三・五・二十七旭  
本通り線、三・三・二十九国道百二十五号線、三・四・三十二杓子木幸手線、三・  
三・四十幸手鷺宮加須線、三・四・四十一鷺宮東停車場線、三・五・四十五鷺宮  
川越栗橋線、三・五・四十七鷺宮東大輪線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

ア 追加する土地の区域

なし

イ 削除する土地の区域

なし

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜市建設部都市

計画課

## 四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告示

埼玉県告示第千二百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

蓮田都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、蓮田市都市整備部都市計画課、白岡市都市整備部街づくり課

四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで



# 告 示

埼玉県告示第千二百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

蓮田都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、蓮田市都市整備部都市計画課、白岡市都市整備部街づくり課

四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告示

埼玉県告示第千二百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 都市計画の種類及び名称

蓮田都市計画道路一・三・一首都圏中央連絡自動車道、三・四・一大宮栗橋線、  
三・四・二大宮栗橋線、三・四・五爪田ヶ谷篠津線、三・四・七白岡篠津線、三・  
四・十一大宮栗橋線、三・四・十三蓮田駅西口通線、三・四・十五蓮田駅東口黒  
浜線、三・四・十六蓮田駅東口馬込線、三・五・十七大宮蓮田線、三・五・十九  
川島橋工場団地線、七・六・一馬込野久保線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、蓮田市都市整備部  
都市計画課、白岡市都市整備部街づくり課

## 四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 二 都市計画を変更する土地の区域

幸手都市計画区域の区域

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市建設経済部都市計画課、杉戸町都市施設整備課、宮代町まちづくり建設課

## 四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市建設経済

部都市計画課、杉戸町都市施設整備課、宮代町まちづくり建設課

四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告示

埼玉県告示第千二百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画道路一・三・一首都圏中央連絡自動車道、三・二・一国道四号バイパス、三・三・七幸手鷲宮加須線、三・四・三十六国道四号線、三・四・四十幸手停車場線、三・四・四十一三ツ家慶作線、三・四・四十二幸手五霞線、三・五・四十三中央通り線、三・四・五十五清地橋通り線、三・四・五十六新橋通り線、三・四・五十八春日部久喜線、三・五・六十本郷橋通り線、三・五・六十一国納橋通り線、三・四・六十二和戸駅東口通り線、三・四・六十七姫宮駅東口通り線、三・四・六十八仲洲嶋橋通り線、三・四・七十一下高野杉戸線、三・四・七十二清地本町線、三・三・七十四幸手インター連絡線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市建設経済部都市計画課、杉戸町都市施設整備課、宮代町まちづくり建設課

## 四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

加須都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、加須市建設部ま

ちづくり課

四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法  
第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

加須都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、加須市建設部ま

ちづくり課

四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 都市計画の種類及び名称

加須都市計画道路三・四・一駅前通り線、三・五・七旭橋通り線、三・三・八国道百二十五号加須バイパス、三・六・十東栄通り線、三・四・十二花崎駅前通り線、三・三・十五日光東京線、三・三・十六加須鴻巣線、三・四・十八戸崎根古屋線、三・六・二十一騎西正能線、三・三・二十二幸手鷲宮加須線、三・四・二十七栗橋大利根加須線、三・四・二十八幸手久喜加須線、三・五・三十一下高柳道地線、三・四・三十二栗橋外野線、三・五・三十六中央線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、加須市建設部まちづくり課

## 四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで



# 告 示

埼玉県告示第千二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 都市計画の種類及び名称

北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 二 都市計画を変更する土地の区域

北川辺都市計画区域の区域

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、加須市建設部ま

ちづくり課

## 四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法  
第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 都市計画の種類

川口都市計画都市再開発の方針

## 二 都市計画を変更する土地の区域

川口都市計画区域の区域

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、川口市都市  
計画部都市計画課

## 四 都市計画の変更の案の縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十八日まで

# 告示

埼玉県告示第千二百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画を変更するので、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画の種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域	都市計画の変更の縦覧場所	縦覧期間
一	川口都市計画 「住宅街地の開発整備の方針」の変更	川口都市計画区域	埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま市都市整備事務所、川口市都市計画部都市計画課	平成二十五年九月三日から 平成二十五年九月十八日まで
二	久喜都市計画 「住宅街地の開発整備の方針」の変更	久喜都市計画区域	埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜市建設部都市計画課	平成二十五年九月三日から 平成二十五年九月十八日まで
三	蓮田都市計画 「住宅街地の開発整備の方針」の変更	蓮田都市計画区域	埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、蓮田市都市整備部都市計画課、白岡市都市整備部街づくり課	平成二十五年九月三日から 平成二十五年九月十八日まで
四	幸手都市計画 「住宅街地の開発整備の方針」の変更	幸手都市計画区域	埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市建設経済部都市計画課、杉戸都市施設整備課、宮代町まちづくり建設課	平成二十五年九月三日から 平成二十五年九月十八日まで
五	加須都市計画 「住宅街地の開発整備の方針」の変更	加須都市計画区域	埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、加須市建設部まちづくり課	平成二十五年九月三日から 平成二十五年九月十八日まで

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年九月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年三月六日

指令川建セ第二四〇一四一〇号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二十九日

川建セ第二五〇〇六〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字山ヶ谷戸字後谷二二七番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字山ヶ谷戸二二七番地三

馬場 美佐雄

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年九月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年七月三十日

指令川建セ第二五 五九 号

二 検査済証番号

平成二十五年八月三日

川建セ第二五 六三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字南精進場四五一番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市八幡一丁目四番六号

日高義洋

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年九月三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

一 許可番号

平成二十五年八月二十七日

指令熊建セ第〇八二四〇〇〇三二号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二十八日

熊建セ第百五十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡神川町大字新里字南塚原百六十三番二十三、字北塚原百八十六番

六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県富岡市富岡千五百十七番地一

悠馬エンタープライズ有限公司 代表取締役 富田 顕嗣

# 告 示

埼玉県選管告示第九十二号

平成二十五年九月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第十区）における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十五年九月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十五年九月八日 午後九時

二 場所 八潮市立鶴ヶ曾根体育館

# 告 示

埼玉選東第十区告示第二号

平成二十五年九月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第十区）における選挙会の参観人員を百人に制限する。

平成二十五年九月三日

埼玉県議会議員補欠選挙東第十区選挙長 三ヶ島 三郎



# 雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十五年九月三日

埼玉県病害虫防除所長 相崎 万裕美

平成25年 6月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
混合有機質肥料	株式会社コバヤシユ ニオン	グリーンKB-S	主成分 - TN、TP 有害成分 - ひ素、カドミウム				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量

# 雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十五年九月三日

埼玉県病害虫防除所長 相崎 万裕美

平成25年6月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
たい肥	株式会社パシエオ	彩再	4.13	7.54	0.43	8	109	10.40	6.8	13.78		
	日本パシエ株式会社	ブラドミンボーンL	4.74	14.75	0.39	8	157	10.27	6.3	10.29		
	株式会社愛鶏園	愛鶏園のみのり有機	3.23	4.04	2.46	31	347	8.06	6.4	20.05		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

# 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十五年六月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十五年九月三日

埼玉県病害虫防除所長 相 崎 万裕美

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(輸入業者) 新潟飼糧株式会社 新潟県新潟市	H25. 6.24 埼玉酪農協同組合 埼玉県熊谷市	牧草	USチモシー	25.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
株式会社J-オイルミルズ 静岡工場 静岡県静岡市	H25. 6.25 埼玉糧穀株式会社 埼玉県川越市	乳用牛飼育用 配合飼料	豊年ヘルシーブレンド乳牛用	25.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乳用牛・肉用 牛飼育用配合 飼料	豊年バランスフィード	25.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	ほ乳期子牛育 成用配合飼料	豊年ソヤレットジュニア	25.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乳用牛・肉用 牛飼育用混合 飼料	豊年ファイバーフィード	25.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
ナショナル商事株式会社 八潮工場 埼玉県八潮市	H25. 6.28 同左	牛用ビタミン・ミネラル混合飼料	NEW(ネオ)ベースプロミック ス	25.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要											違反の内容		
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプシン 消化率 %	T D N %	M E kcal/kg		その他 の検査	
(輸入業者) 新潟飼糧株式会社 新潟県新潟市	H25. 6.24 埼玉酪農業協 同組合 埼玉県熊谷市	USチモシー	25.6														-
				9.0	1.9	0.37	0.18	21.2	5.5								
株式会社J-オイル ミルズ静岡工場 静岡県静岡市	H25. 6.25 埼玉糧穀株式会 社 埼玉県川越市	豊年ヘルシーブレ ンド乳牛用	25.6	18.0 以上	2.0 以上	0.60 以上	0.30 以上	12.0 以下	10.0 以下								-
				22.0	4.3	0.72	0.55	4.9	5.1								
同上	同上	豊年バランスフィ ード	25.6	8.0 以上	2.0 以上	0.25 以上	0.20 以上	10.0 以下	10.0 以下								-
				10.7	4.2	0.47	0.30	3.8	3.0								
同上	同上	豊年ソヤレットジ ュニア	25.5	21.0 以上	3.0 以上	0.60 以上	0.40 以上	6.0 以下	9.0 以下								-
				23.8	8.1	0.90	0.61	3.7	6.2								
同上	同上	豊年ファイバーフ ィード	25.6														-
				14.1	3.1	0.53	0.22	22.9	4.5								
ナショナル商事株式 会社八潮工場 埼玉県八潮市	H25. 6.28 同左	NEW(ネオ)ベース プロミックス	25.6														-
				19.4	1.5	3.71	1.61	5.7	36.5								

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。